

序章

はじめに

1. 本市における「みどりの創出」のありかた

街中のみどり^{*}は、都市に潤いをもたらし、まちを彩り、やすらぎのある景観をつくりあげるとともに、大気浄化や気温低減効果などの働きを担うなど、人々の生活に欠くことのできない貴重な存在です。

本市は、平成23年9月に改定した『所沢のみどりの基本計画』の基本方針IIにおける「みどりの創出」のありかたとして、**様々な主体により街中のみどりの創出を積極的に進める**ことを決めました。さらに、みどりの持つ機能や効用が十分に発揮されるような**適切な維持管理によってみどりの質を高める**とともに、**潤いのあるみどりの景観の形成や生物多様性^{*}の保全**に努め、みどりと笑顔にあふれる**快適な生活空間をつくりあげる**ことを決めました。



図1 公共施設^{*}における「みどりの創出」のイメージ

^{*}印の用語は「用語の解説」(P130)を参照する。

2. 本市のみどりの現状と期待する効果

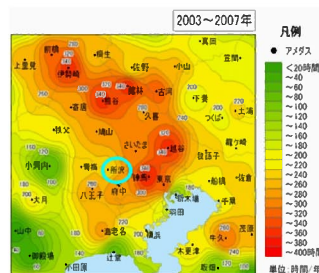
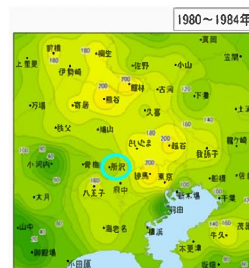
1) みどりを取り巻く現状

(1) みどりと気候の関係

近年、都市化の影響により都市部を中心にヒートアイランド現象^{*}による生活環境の悪化が懸念されています。本市では、夏場の最高気温が30℃を超える時間数は、年々増加傾向にあり、過去30年間の年平均気温は約1.05℃上昇しました。

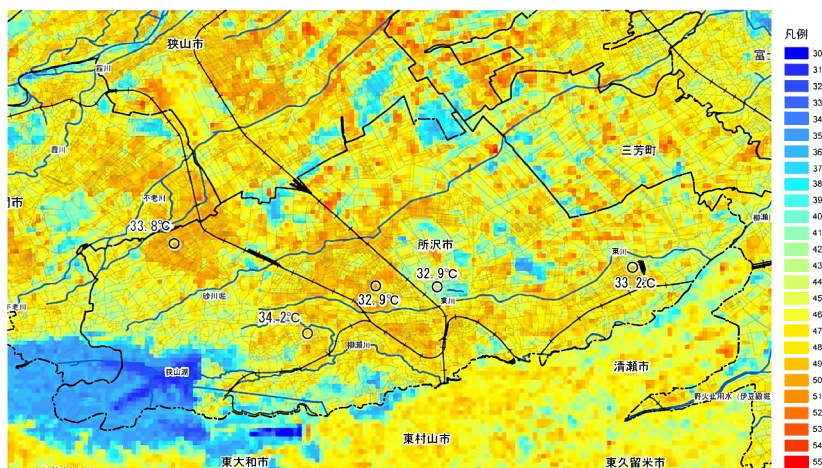
しかしながら、本市の夏の気温を細かく調べたところ、狭山湖周辺の丘陵地をはじめ、まとまりのある樹林地や規模の大きい公園は、都市部に比べて気温が低いことがわかりました。このことから、まとまりのあるみどりは、気温上昇の緩和に効果があると評価することができます。

したがって、今後みどりの少ない市街地の緑化を積極的に行っていけば、景観形成や生物多様性の面だけでなく、気温上昇の緩和効果も期待できるといえます。



(出典：「ヒートアイランド対策ガイドライン」環境省)に加筆

図2 関東地方における30℃を超えた延べ時間数の広がり(5年間の年間平均時間数)



※平成18年8月5日午前10時30分の地表面温度と測定局の午前11時の気温

図3 本市における夏場の地表面温度



(出典：「環境の世紀」における公園緑地の取り組み」国土交通省)

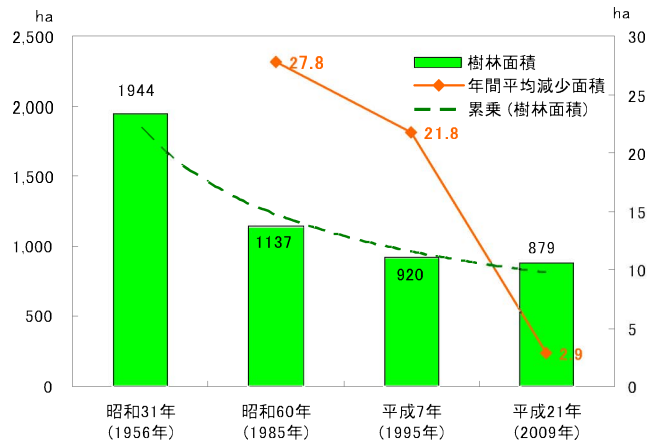
図4 都市におけるクールアイランドの形成

(2) みどりの分布と推移の状況

本市の市域全体に対する緑被地^{*}の割合は約 45%ですが、区域別にみると市街化調整区域^{*}は約 63%、市街化区域^{*}は 15%と非常に少なく、偏りが大きいことが分かります。

また、緑被地全体を 100%とした分布状況では、緑被地の約 87%が市街化調整区域に存在し、市街化区域にはわずか約 13%と非常に少なく、上記同様、区域による偏りが大きいことが分かります。

一方、樹林地の推移をみると、昭和 31 年から平成 21 年の 53 年間に約 1,065ha が消失しています。著しく消失したのは昭和 60 年以前であり、大規模な宅地開発などにより約 30 年間で 807ha もの樹林地が消失しました。近年では大規模な宅地開発に代わり、市街化区域と市街化調整区域の縁辺部における、宅地や資材置場、福祉施設などの小規模開発が主体となり、樹林地の減少傾向も緩やかになりましたが、依然として開発に伴う樹林地の減少は続いています。



(出典：昭和 31、60 年・・・所沢市の植生 (1987 年)
平成 7 年・・・所沢市みどりの基本計画の補正值)

図 5 樹林地面積の推移

(3) 公共施設のみどりの整備状況

本市の公共施設（市役所や学校、公園、道路など）全体の緑化合計面積は、現在約 78ha となっています。規模の大きい公共施設では、緑被率^{*}が 30%以上緑化されているものが多く、代表的な施設としては、屋上緑化が行われている東部クリーンセンターがあげられます。その一方で、緑被率が 10%に満たない公共施設もあり、施設によってみどりの整備状況に格差が生じています。

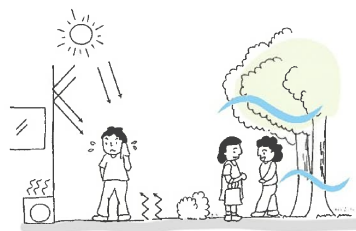
学校については、グラウンドなどのオープンスペース^{*}をできるだけ広く確保するため、周縁部の緑化しか行わないという事例が多く、緑被率は平均で約 13%と低めです。しかし近年では、周辺地域の樹林地や農地を学習林や学校ファーム^{*}として利用するなど、近隣のみどりをうまく利用する例や、校庭にビオトープ^{*}を整備する例などもみられるようになってきました。

道路の緑化についても、みどりの整備状況に格差がみられます。比較的幅員の広い道路では、高木・中木の落葉樹を主体に街路樹の整備が進められていますが、生活道路などの幅員が狭い道路は、緑化スペースの確保が難しい状況です。

2) みどりの機能

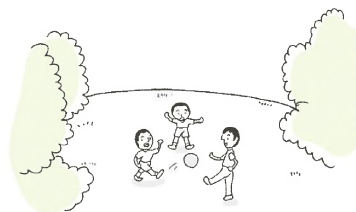
1 環境保全

みどりは二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止、蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和、郊外からの涼しい風の通り道、雨水の浸透、騒音防止など、快適な街づくりの上で重要な役割を果たしています。



2 レクリエーション

みどりは行楽・スポーツの場や子どもたちの遊びの場、自然とのふれあいや自然を学ぶ場に利用されるなど、健康でやすらぎのある生活に重要な役割を果たしています。



3 防災

みどりは地震や火災の際の避難経路・避難場所、火災の延焼防止、地表からの土の流出や崖崩れの防止、雨水を蓄えることによる洪水や濁水の防止など、私たちの生活の安全・安心のために重要な役割を果たしています。



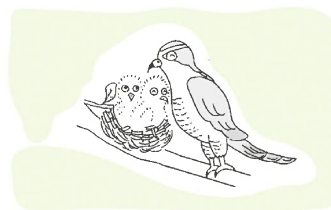
4 景観形成

みどりは街並みに潤いや美しさを与え、狭山丘陵や平地林、三富新田をはじめとする、自然・歴史・文化に根ざした個性的な景観の形成に寄与するなど、所沢らしい景観の形成に重要な役割を果たしています。



5 生物多様性の保全

みどりは野生生物の生息地として生物多様性を育み、遺伝子や生物種、生態系*を保全し、更にみどりのネットワーク化を図ることで、動植物の個体数や種類の多様性を増加させるなど、生態系の維持に重要な役割を果たしています。



3. 公共施設における「みどりの創出」のありかた

これまでに述べたみどりの現状等を踏まえ、本市における公共施設のみどりの量を増やし、みどりの質を高めるため、以下の3つを公共施設における「みどりの創出」のありかたとして定めます。

みどりの量を増やし、みどりの質を高めます

1) 本市の魅力ある景観を形成するみどりの創出

・・・歴史や文化を感じさせる美しい景観を創出します。

2) 快適な生活空間の創出

・・・人々の生活に潤いとやすらぎのある空間を創出します。

3) 野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出

・・・野生生物の生息・移動空間を創出します。

1) 本市の魅力ある景観を形成するみどりの創出

本市の代表的なみどりの景観のひとつとして、自然豊かな狭山丘陵や武蔵野の雑木林^{*}、屋敷林などがあげられます。雑木林は昔から薪炭や落ち葉堆肥として利用され、屋敷林は強い風から屋敷を守るとともに生活資材として利用されるなど、本市のみどり与人々との生活は密接に関わりを持ち、人々がみどりを管理することで維持されてきました。

このような、本市の郷土の景観を受け継ぐみどりを適切に保全するとともに、新たに創出するみどりは、本市の景観に馴染みのある歴史や文化を感じさせる美しさを兼ね備えることが求められています。

したがって、みどりの創出にあたっては、本市の特色ある景観を踏まえながら、人々がみどりの量を感じられるだけでなく、人々が愛着を持ち、四季の移ろいを感じることが出来る景観の形成に寄与できるよう努めます。



図6 保全された既存樹林
(東部クリーンセンター)

2) 快適な生活空間の創出

街中のみどりは、市民に潤いややすらぎを与えるだけでなく、近年問題となっているヒートアイランド現象の緩和や集中豪雨時の雨水流出抑制など、都市環境の改善にも大きく貢献します。樹木などの植物は、成長するにつれ固定する二酸化炭素量も増えることから、樹木を育てることが地球温暖化^{*}の抑制につながります。また、みどりの持つ延焼防止機能や建物の倒壊防止機能は、今後被害が大規模になると予想される都市災害から市民の生命や財産を守ります。

しかし、現在市街地にはこのような役割を果たすためのみどりが少ないため、今後は、快適な生活環境の向上に寄与する比較的まとまったみどりの創出に努めていきます。

特に、公園や学校、まちづくりセンターなど市民の利用が多く、目に触れる機会が多い施設では、みどりに対する市民意識の高揚を図るためにも、接道部の緑化をはじめ、建築物の屋上や壁面、ベランダ、駐車場など施設の状況に応じた多様な緑化を取り入れていきます。

さらに、学校における環境学習のための学校ファームの設置や、医療や福祉施設における園芸療法のための花壇設置など、様々なみどりの創出・活用を推進します。



図7 建築物と一体となったみどり
(所沢まちづくりセンター)

3) 野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出

近年の樹林地の消失や、管理不足によるみどりの質の低下などにより、昔は身近に感じていた野生生物の生息空間が減少しています。一方で、公園や学校、まちづくりセンター、街路樹などの新たに創出されたみどりは、街中における野生生物の生息・生育環境としての役割を果たしています。本市では、今後も積極的に身近な野生生物の生息環境を確保するためのみどりを創出していきます。

そのためには、例えば、野鳥の食餌木となる実のなる木や、蝶の食草や吸蜜のための草花を植えるとともに、水辺と一体となった樹林の形成、街路樹を利用したみどりのネットワーク、まとまったみどりの創出による生息空間の拠点づくりなど、様々な形で野生生物の生息環境の創出に努めます。

特に、野生生物の生息の場となる水辺と一体になったビオトープの創出は、学校などの環境学習の場としての効果も期待できるため、積極的に推進します。また、野生生物の生息・生育の場となるみどりは、その質も重要であることから、在来種^{*}を中心に樹木を選定し緑化を図ります。



図8 アカシジミ

4. 公共施設緑化ガイドラインについて

1) 目的

本市をみどり豊かで美しい街並みにしていくためには、郊外のみどりだけではなく、道路や学校、住宅地など街中のみどりを育てていくことが大切です。みどりの量が少ない街中のみどりを効果的に創出するためには、公共施設を率先して緑化していくことが重要であるといえます。

公共施設緑化ガイドラインは、公共施設における緑量の増加と緑視効果の向上をはじめ、本市の魅力ある景観の形成、快適な生活空間の創出、野生生物の生息・生育環境に適した緑化を踏まえた公共施設における「みどりの創出」を推進することを目的に、緑化の基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種の選定、緑化協議などの基準を定めた公共施設の緑化指針とするものです。

2) 位置づけ

公共施設緑化ガイドラインは、市が緑化のけん引役として率先して公共施設にみどりを増やし、質の高い緑化を進めていくために、『所沢市みどりの基本計画』や『ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例』に位置付けられた、緑化のための指針です。

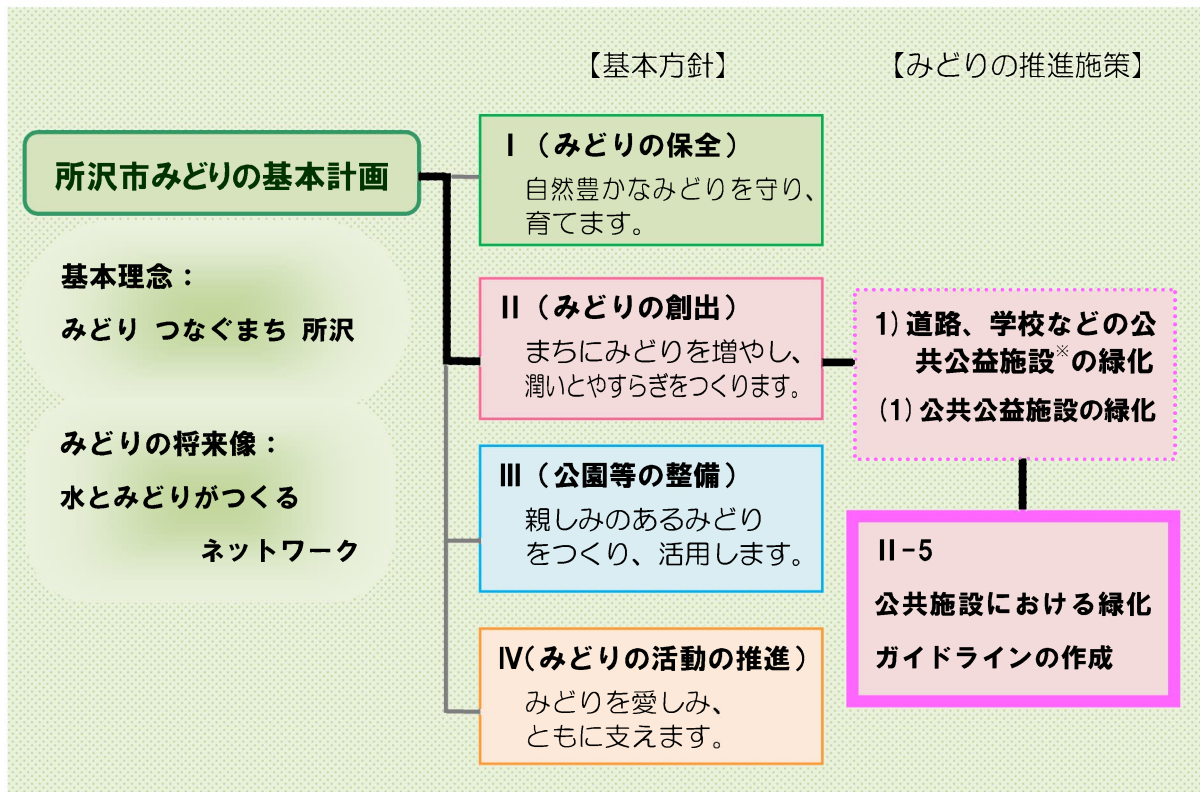


図9 「所沢市みどりの基本計画」における緑化ガイドラインの位置づけ

3) 緑化ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、対象とする公共施設について、以下の項目ごとに整理しています。

一定の条件に該当する開発事業を行う場合には、『所沢市街づくり条例』に基づく手続きが必要です。また同条例第40条に基づく「みどりの保全及び創出に関する基準」については、第1章「1. 緑化の基準」を適用します（「第1章 1. 緑化の基準」、「第4章 1. 公共建築物・学校、公園・緑地の緑化協議」を参照）。

それ以外の公共施設についても、計画・設計段階における協議を行うこととします。

対象とする 公共施設	公共建築物・学校 公園・緑地	道路・交通広場	河川等
緑化について	<p>第1章</p> <p>1.緑化の基準 2.緑化方法 3.維持管理 4.植栽候補種の選定</p> <p>※「1.緑化の基準」は、『所沢市街づくり条例』に基づく開発事業で、敷地面積が500㎡以上3,000㎡未満の公共建築物・学校、公園・緑地が対象となります。</p>	<p>第2章</p> <p>1.緑化方法 2.植栽と維持管理</p>	<p>第3章</p> <p>1.緑化方法 2.植栽と維持管理</p>
緑化の協議	<p>第4章</p> <p>1.公共建築物・学校、公園・緑地の緑化協議</p> <p>※「1. 緑化の基準 3)緑化の質的基準」は面積に関わらず協議の対象となります。</p>	<p>第4章</p> <p>2.道路・交通広場、河川等の緑化協議</p>	<p>第4章</p> <p>2.道路・交通広場、河川等の緑化協議</p>

図10 本ガイドラインの構成図

本市における県又は国等の公共施設については、本ガイドラインに沿った緑化に努めます。ただし、緑化の量的基準（P13参照）及び植栽方法と緑化面積の算出方法（P20以降参照）は『所沢市街づくり条例』第40条に基づく「みどりの保全及び創出に関する基準」、又は埼玉県「緑化計画届出制度」の適用となります。